平成２５年（フ）第９４６号
埼玉県川口市芝新町14番１―305号　アクシーズグランデ蕨Ⅱ
債務者　山下真理子（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９７５号
埼玉県川口市大字源左衛門新田６番地の１グランデビィラ303
債務者　佐藤　孝則
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
岐阜県大垣市長松町1095番地４　コーポシーズン310号
債務者　髙橋　尚美
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
静岡県富士市厚原1143番地の２　むつみマンション203号
債務者　望月　秀峰
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第６５号
熊本県八代市本野町2562番地６　ブリッジハイツ101号
債務者　小林幸太朗
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第６０号
東京都府中市本宿町１丁目18番地の３ルミナスガーデン202
債務者　山本　健太
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６６２号
東京都国分寺市戸倉１丁目11番地41
債務者　宮田　静幸
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６８２号
東京都立川市砂川町８丁目88番地の24村野マンション312号
債務者　櫻庭　　梢
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６９１号
東京都調布市若葉町２丁目３番地30田中荘Ｂ201
債務者　島田　尚人
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７２２号
東京都国分寺市高木町２丁目１番地20フロマージュ国立101
債務者　奥村　雅代（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４６８号
東京都町田市南成瀬５丁目15番地２センチュリーハイツ町田10―307
債務者　石田　俊朗
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９９号
東京都三鷹市新川６丁目７番19号第２藤原コーポ106
債務者　石田　敏一
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５９５号
横浜市泉区弥生台63番地　レスポワール弥生台Ｂ101号
債務者　平柳　卓通
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６０６号
横浜市中区松影町２丁目７番地９　さかえ館516号室
債務者　渡邊　　渡
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６０７号
横浜市瀬谷区本郷３丁目18番地９　ハイツＡ＆ＴⅢ102号室
債務者　宮園　恵子（旧姓尾野・滝澤・沖）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６１２号
横浜市鶴見区下末吉６丁目17番14号　ステップホーム鶴見寮
債務者　青柳　周二
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部